

商工「すど かわら版

第179号
小須戸
商工会

〔5月
の花
カーネーション〕



「新潟市元氣創生プレミアム付き商品券」及び「新潟市子育てすこやか商品券(仮)」の取扱店の募集について

昨年に引き続き、新潟市プレミアム付き商品券が発売されます。昨年と比べ新潟市全体で発券総額五十五億円(プレミアム部分を含む)と五倍の発行額になります。また、今年度は子育て世帯支援商品券事業として九月に児童手当対象世帯に商品券が配布されます。今回はこの二種類の取扱店の同時募集となります。有効期限も長くなっておりますので是非お申込みください。

【発売開始日】

平成二十七年六月中旬

※事前の予約は、受け付けません。

【プレミアム率】 一〇%

一セット一〇〇〇円券十一枚入り

【有効期限】

発売日より平成二十七年十一月三十日(日)まで

【購入限度額】

四セット購入金額四万円分

※高校生以上の方限定です。

【販売店(小須戸地域)】

小須戸商工会のほか、金融機関を予定していますが、改めてご案内いたします。

【取扱店申込み方法について】

四月にご案内した申込書に必要事項を記入いただき、登録料千円を添えて商工会までお申込みください。申込書は商工会のホームページからも印刷できます。

◇アフタープレミアムセール

について

昨年に引き続き地域内の取扱店において、プレミアム付き商品券で買いものをされた方に商品券が当たる抽選券をお渡しする、アフタープレミアムセールも予定しています。詳細は決まり次第改めてご案内いたします。

「小規模事業者持続化補助金」の

募集について

小規模事業者のみなさまが取り組む、創意工夫を凝らした販路開拓(創意工夫による売り方やデザイン変更、チラシ・ホームページ・看板の作成、店舗改装等)に要する経費の三分の二を補助する小規模事業者持続化補助金の募集を受け付けています。

【募集期間】

平成二十七年五月二十七日(水)

(当日消印有効)

【対象者】

商工会地区で事業を営む小規模事業者で常時使用する従業員の数が、卸売業・小売業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)は五名以下、サービス業(宿泊業・娯楽業)及び製造業、建設業、その他の事業については二十名以下の事業者が対象です。

【対象事業】

策定した「経営計画」に基づいて、商工会の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業

《裏面に続く》

～第55回通常総会開催のお知らせ～

第55回小須戸商工会通常総会は、下記の日程にて開催されます。たくさんの会員の皆様のご出席をお待ちしております。

- ◎日 時 平成27年5月15日(金)午後3時から
- ◎会 場 小須戸商工会館3階ホール 終了後、懇親会を開催いたします。
- ◎会 費 1,000円(当日、事務局に納入ください。)

※詳しくは、今回お配りしたご案内並びに総会資料をご覧ください。

【補助率等】

補助対象経費の三分の二以内
補助上限額は五十万円（雇用の増
加、従業員の処遇改善、買い物弱者
対策に取り組む事業については、補
助上限が百万円となります。）

【応募方法】

策定した「経営計画書」「補助事業
計画書」と商工会が作成する「事業
支援計画書」などの申請書類を募集
期間内に新潟県商工会連合会へ郵送

【その他】

申請書類・公募要領は新潟県商工
会連合会ホームページからダウンロー
ドできます。

<http://www.shinsyoren.or.jp>

**商工貯蓄共済ご加入者の皆様へ
二十七年版**

ご利用パンフレットの案内

商工貯蓄共済の特典の一つとして
ご加入者および被共済者の方は、日
帰りの温泉施設割引制度、海の家割引
制度などをご利用いただけます。今
年度のご利用パンフレット（割引券
付）が完成いたしましたのでご案内
いたします。日帰りの温泉施設割引制
度では「花の湯館」もご利用いた

けます。パンフレットは、商工会事
務所にございますので必要の際は、
お声かけください。

※商工貯蓄共済は、商工会員及びそ
の家族、従業員のための、貯蓄、融
資と生命保障をかねた制度です。

病気やケガで入院・手術時に保障
する医療保障も特約で加入できます。



エキスパートバンクのご案内

平成二十七年版のエキスパートバ
ンクの受付を開始していますのでご
案内いたします。

エキスパートバンクは、小規模事
業者及び創業を予定する方々の経営
や技術的なお悩み・ご相談に際して、
登録されているあらゆる分野のエキ
スパートを派遣し、具体的・実践的
な事項に関して適切な助言を行う制
度です。

【対象者】

県内商工会地域の小規模事業者及

び創業を予定する方が対象です。
【費用について】

エキスパートの謝金・旅費は全額
バンクが負担します。ただし、一テ
ーマにつき複数回の継続指導の場合
は別途費用がかかります。

【その他】

原則一テーマにつき一回エキスパ
ートが直接事業所へ訪問指導いたし
ます（内容は秘密厳守）。詳細は商工
会までお問い合わせください。

**中小企業を応援する
「業務改善助成金」のご案内**

新潟労働局においては、最低賃金
引上げにより最も影響を受ける中小
企業への支援策として「業務改善助
成金」の交付を行っております。

【支給要件】

- ①賃金引上げ計画
事業場内で最も低い時間給を、四〇
円以上引き上げる計画を作成し、計画
を実施すること。（就業規則等に事業場
内最低賃金額を規定）
- ②業務改善計画
業務改善賃金制度の整備、就業規則

の作成・改正、労働能率の増進に資す
る設備・機器の導入・研修などについ
て計画を作成し、実施すること。

※賃金の引き上げ、業務改善に要し
た費用は、交付決定後に実施したもの
に限りません。

【支給額】

- 常時使用する労働者の数が企業全
体で三〇人以下の事業場
- の経費の四分の三（上限百万円）
- 常時使用する労働者の数が企業全
体で三十一名以上の事業場
- の経費の二分の一（上限百万円）

【支給回数】 一回

【ご相談・お問合せ先】

新潟県最低賃金総合相談支援センター
（〇二五・二五〇・七七五九）

**「じゅわい商店街マップ」の
配布について**

ホームページに掲載している「じゅ
わい商店街マップ」ができあがりまし
た。商工会で無料配布していますので活
用いただくとともに、必要部数を用意
します。お申し出ください。